

歴史資料に見る宮崎の
災害・防災
No. 10

「特殊土壌」

－ 戦後の特殊土壌対策事業 －

宮崎県は、過去には「台風銀座」とも呼ばれ、台風常襲地帯に位置しており、毎年多くの台風が接近や上陸を繰り返す、暴風や豪雨によって大きな被害を被ってきました。

【資料1】は、昭和44(1969)年6月30日、三股町で発生したシラス層崩壊の様子を伝える写真です。この年は、梅雨前線の活発化に伴う豪雨により、6月28日から7月11日までに、えびの高原で総降水量2044mmを観測し、6月29日の日雨量は、512mmという記録的豪雨となりました(宮崎地方气象台、1983)。この時、都城では、3日間(28~30日)で362mmの降水量を観測していました。このため、6月30日、三股町勝岡で幅約30m、高さ約10mのシラス層の法面で崩壊が発生し、通行中の女子中学生4名が犠牲となりました(『災害文化の伝承』県土木部)。



救助活動の様子(1969年)



切取斜面の崩壊(1971年)

【資料1】 三股町勝岡のシラス層崩壊の様子(『災害文化の伝承』県土木部)

県は、このような豪雨や台風による災害を防止するとともに、土壌が作物の生育に適さず、農業生産力が著しく劣り、営農条件としては不利とされるシラス地帯の農業生産力の向上を図るために、昭和25年より県営の農地保全事業として特殊土壌対策事業を施行しました。

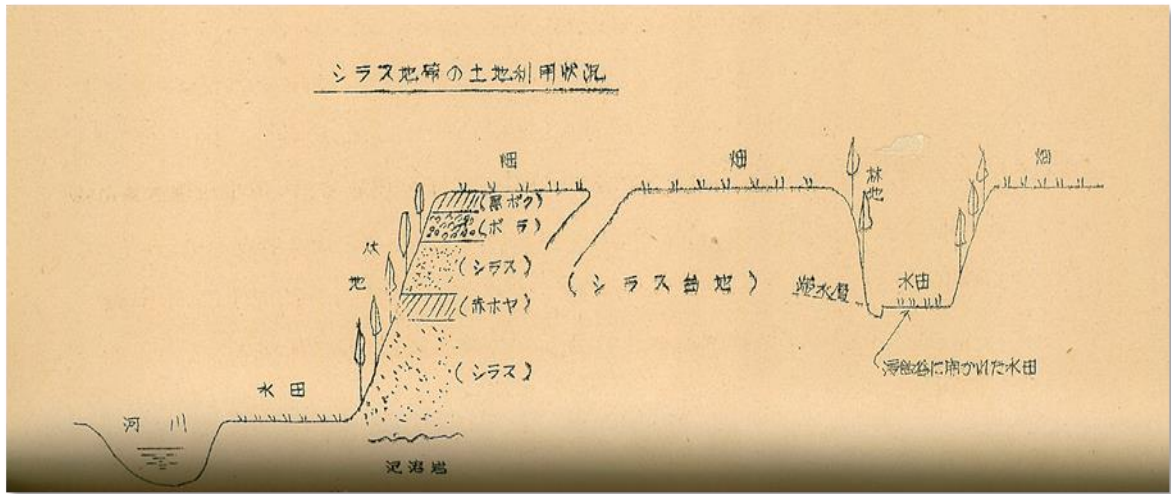
昭和27(1952)年4月の「特殊土壌地帯災害防除及び振興臨時措置法」制定により、治水・治山事業などのシラス土壌対策はさらに推進されることとなりました。

今回は、特殊土壌地帯の概況や「特殊土壌地帯災害防除及び振興臨時措置法」成立に関する県の取組等について、資料を幾つか紹介します。

特殊土壌とは、シラス、ボラ、コラ、赤ホヤ等特殊な火山噴出物及び花こう岩風化土、その他特に

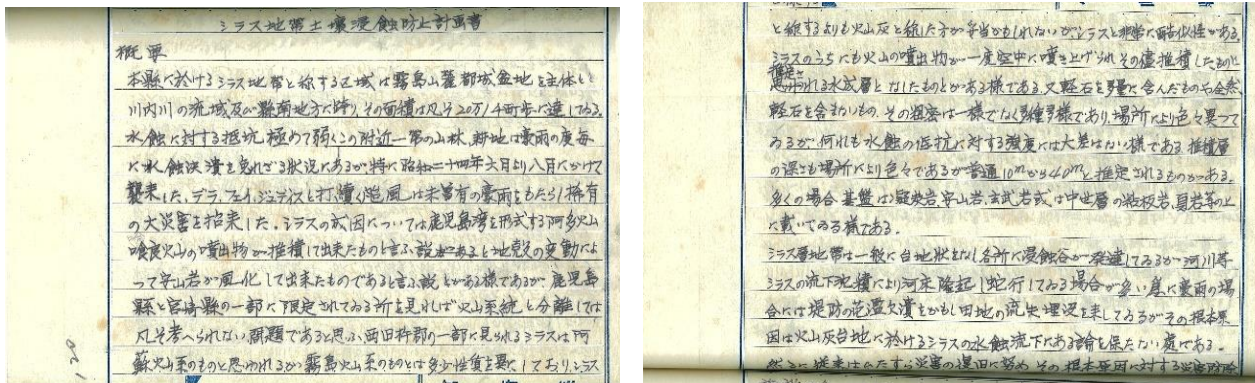
浸食を受けやすい性状の土壤のことです。その面積は、宮崎県全体の約27%の地域に及び、台風豪雨などによる施設災害の約70%がこのシラス地帯に発生しており、「シラス災害」として知られています(『宮崎県政八十年史』)。

【資料2】は、特殊土壤に関する文書が綴られている『特土関係綴』の中のシラス地帯の土地利用状況を表したものです。このシラス地帯については「本県の中南部には87にのぼるシラス台地が分布しており、台地の周辺部は数十メートルの浸食崖で沖積平野に望んでいるため、水田の開発は極めて困難であり、畑地としてのみ利用されてきたが、農業土木の発達により明治末期頃から開田が盛んに行われ、本県の穀倉地帯と称せられるに至った」と説明されています。



【資料2】 シラス地帯の土地利用状況 (1829 『特土関係綴』)

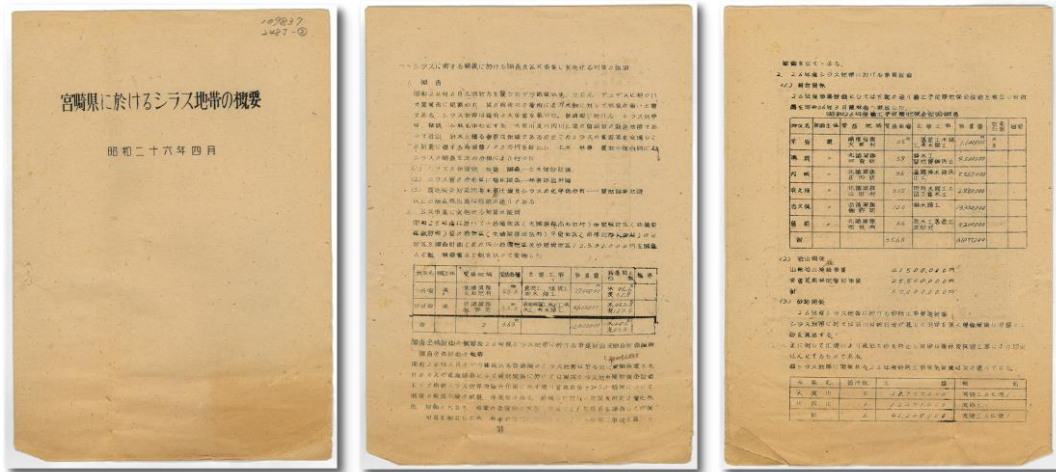
戦後、農地改革や自作農創設等とともに、農業改良が進む中、県の農政上の取組として注目されるのは、シラス土壌対策です。膨大な台風被害等を受けてきた県は、シラス地帯の防災はきわめて重大な問題と捉えました。昭和24(1949)年、デラ・フェイ・ジュディス台風と次々と被害を被ったこの年、県災害復興促進同盟が発足し、昭和25年に農林大臣と熊本地方事務局長宛に「宮崎県シラス地帯土壌浸食防止計画書」【資料3】を提出しています。



【資料3】 宮崎県シラス地帯土壌浸食防止計画書 (部分) (1758 『総合開発S25』)

これは昭和25年4月から昭和28年3月までの3カ年の計画で、この計画書の中には、計画の概要、シラス及びボラの分布・堆積状況、シラス地帯における耕地崩壊の状況、シラス崩壊による耕地被害、不耕作地帯（滞水地帯）・法面保護・落差工等の説明、対策事業による効果等が記載されており、シラス地帯の詳細な状況調査と分析の様子がわかります。

【資料4】は、昭和25年6月に施行された「国土総合開発法」による特定地域指定に向けて作成された、鹿児島・宮崎両県地方シラス地帯調査協議会の資料の一部です。県内外に向けてシラス土壌対策の必要性と緊急性を訴えました。



【資料4】 宮崎県に於けるシラス地帯の概要（部分）（109837『治水』）

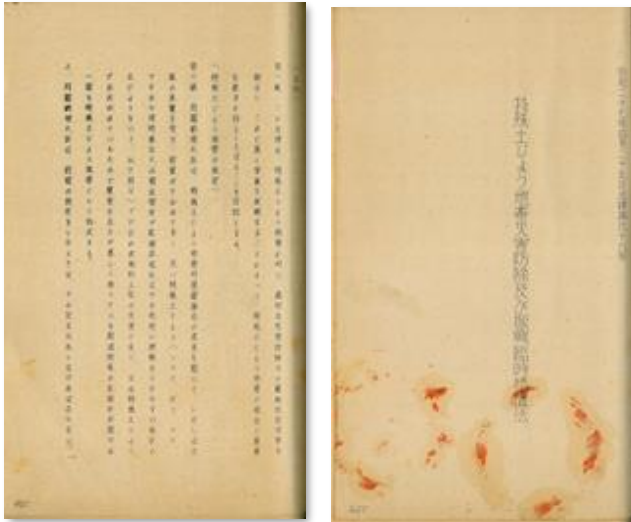
その翌年の昭和26年、国土保全の上で緊急治水対策が必要として、鹿児島県と宮崎県の一部が「特定地域総合開発計画」の「南九州特定地域」指定を受けました。

宮崎県は、日南市、都城市、南那珂郡及び北諸県郡が指定されました。これを受けて昭和27年2月に「宮崎県総合開発計画概要書」【資料5】が作成されました。



【資料5】 宮崎県総合開発計画概要書（部分）（1762『総合開発』）

昭和27年4月には、「特殊土壌地帯に対し、適切な災害防除及び農地改良対策を樹立し、これに基く事業を実施することによって、特殊土壌地帯の保全と農業生産力の向上とを図ることを目的」として、「特殊土壌地帯災害防除及び振興臨時措置法」【資料6】が成立しました。



【資料6】 特殊土壤地帯災害防除及び振興臨時措置法
（部分）（1828『特土関係綴』）

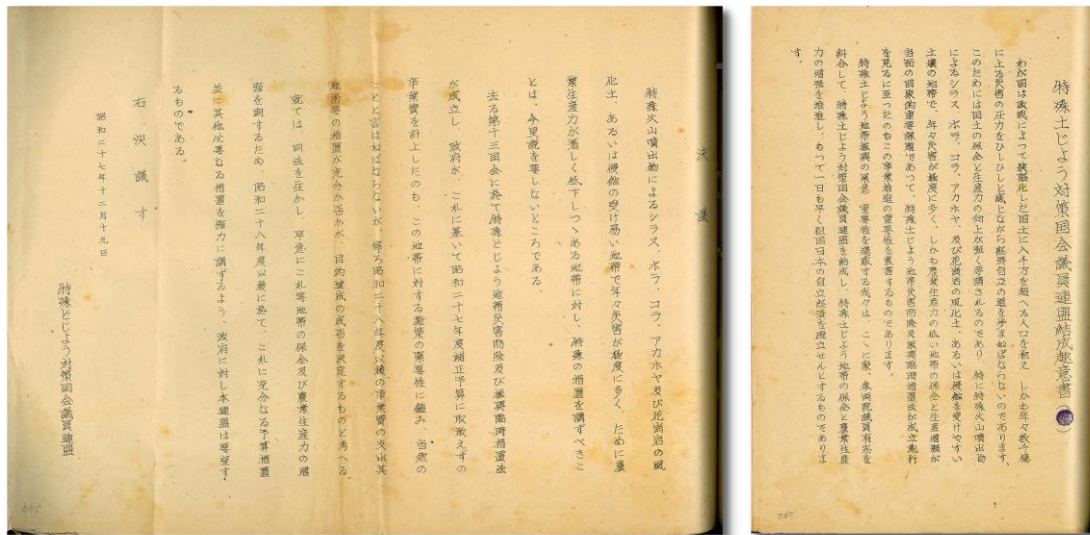
県は、この法律により県全域が特殊土壤地帯の指定を受け、国の補助を受けながら、特殊土壤地帯の治山事業、河川改修事業、砂防事業やかんがい排水事業、畑作振興事業等を行いました。

その後、昭和28年、「特殊土壤地帯対策事業計画書」や「シラス地帯基礎調査の概要」などを作成しました。

この「特殊土壤地帯災害防除及び振興臨時措置法」は、5年間の時限立法でしたが、現在まで延長が繰り返されてきました。最終改正は、平成29年3月31日で、令和4年3月までこの「特殊土壤地帯災害防除及び振興臨時措置法」は延長されることになりました。

また一方で、昭和27年12月、特殊土壤対策促進協議会や国会特殊土壤対策協議会が発足するとともに、特殊土壤対策国会議員連盟が結成され、特土対策関連法の期限延長や事業予算確保などの要求など、特殊土壤対策に向けての活動が積極的に行われました。

また一方で、昭和27年12月、特殊土壤対策促進協議会や国会特殊土壤対策協議会が発足するとともに、特殊土壤対策国会議員連盟が結成され、特土対策関連法の期限延長や事業予算確保などの要求など、特殊土壤対策に向けての活動が積極的に行われました。



【資料7】 特殊土壤対策国会議員連盟結成趣意書及び決議（1828『特土関係綴』）

【資料7】は、この特殊土壤対策国会議員連盟結成の趣意書と決議文です。連盟は、特殊土壤地帯の保全と農業生産力の増強を重要課題と位置づけ、政府に対し、十分な予算措置等を講じることを要望するとともに、「特土法」を生かした特殊土壤地帯対策への働きかけを一層推し進めていきました。

（文書センター運営嘱託員 菅波博昭）